

議案第 7 号

飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について

飛騨市公契約条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

下請代金支払遅延等防止法の改正に伴う改正

## 飛驒市公契約条例の一部を改正する条例

飛驒市公契約条例（令和3年飛驒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市公契約条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第7条 略                      (適正な支払)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 事業者等は、労働者等の雇用の安定及び労働者等に対する適正な賃金の支払に資するため、<u>下請代金支払遅延等防止法</u> (昭和31年法律第120号)等を遵守して、公契約に係る下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行わなければならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第7条 略                      (適正な支払)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 事業者等は、労働者等の雇用の安定及び労働者等に対する適正な賃金の支払に資するため、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u> (昭和31年法律第120号)等を遵守して、公契約に係る下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行わなければならない。</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	下請代金支払遅延等防止法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）の施行により、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）が改正されたことに伴い、所用の改正を行うもの。
条例の概要	<p>国において、法令の題名を「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正された。</p> <p>当該条例において法令名を引用していることから、今回改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">（第8条関係）</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	